

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和 7 年 4 月 2 日

支出負担行為担当官

北海道開発局開発監理部長 梶本 洋之

1 業務概要

(1) 業務名及び業務概要

「河川技術講習会等運営補助」

北海道開発局の河川技術の伝承・継承及び河川技術のスキルアップのため、河川堤防、樋門、堤防・河岸保護工等の計画・調査・施工に関する河川技術講習会等の資料等作成及び運営補助等を行うものである。

(2) 業務内容 1. 計画準備

2. 講習会及び事例講習会資料等作成

3. 講習会等運営補助

4. 河川環境研修運営補助

5. Web会議運営補助

6. 成果品とりまとめ

(3) 履行期間 契約締結の翌日（令和 7 年 5 月下旬予定）～令和 8 年 3 月 13 日

(4) 電子調達システム（G E P S）の利用

本件は、企画提案書の提出、特定通知の手続き等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムにより難しい場合は、紙方式参加願を提出するものとする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 07・08・09 年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」で北海道地域の競争参加資格を有する者であること（ただし、地方自治体を除く。）。

なお、競争参加資格のない者は、企画提案書提出時までに競争参加資格の決定を受けていること。

（有資格者が「会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。）。

ア 更生手続開始決定文書又は再生手続開始決定書（鮮明であれば写しでも可）

イ 許可決定に伴い、定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類（鮮明であれば写しでも可）

ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届

(3) 会社更生法に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づく再生手続の申し立てがなされている者（(2) の書類を提出した者を除く）でないこと。

(4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(5) 北海道開発局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(6) 企画提案書を提出しようとするものの間に資本関係又は人的関係がないこと。

(7) 業務実績に関する要件

平成 27 年度以降に完了した以下に示す実績を有すること。

業務実績：北海道内における堤防（護岸又は河川構造物）に関する

委員会又は講習会運営に関する業務

※講習会とは技術力向上を目的として開催されるものをいう。

（自社社員のみを対象とした講習会は含まれない。）

(8) 技術者等に関する要件

配置予定技術者の資格等

提案者は、①のいずれかの資格及び②の業務実績（1 件以上）を有する者を管理技術者として配置できること。

① 資格

・技術士（総合技術監理部門（建設））

・技術士（建設部門）

・ R C C M

・ 1 級土木施工管理技士

・ 土木学会認定土木技術者資格制度における資格を有する者（特別上級土木技術者、上級土木技術者、1 級土木技術者）

② 実績（平成 27 年度以降に完了した業務等）

業務実績：北海道内における堤防（護岸又は河川構造物）に関する

委員会又は講習会運営に関する業務

3 手続等

(1) 担当部局

〒060-8511 北海道札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎

北海道開発局開発監理部会計課契約スタッフ

電話011-709-2311（内線5247） 電子メール：hkd-ky-keiyaku1@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和 7 年 4 月 2 日から令和 7 年 4 月 14 日まで

イ 交付方法

電子調達システムにより交付する。ダウンロード方法は、以下北海道開発局ホームページを参照すること。

<https://www.hkd.mlit.go.jp/ky/ki/kaikei/ud49g70000006p73.html>

（説明書等に対する質問があった場合の回答書についても同様にダウンロード機能により交付するので、ダウンロードの際に「更新通知メールの配信を希望する」に必ずチェックを入れること。）

なお、電子調達システム未導入であっても、インターネット環境があれば交付を受けることが可能である。ただし、やむを得ない事由により電子調達システムによる交付を受けることが困難な場合は上記 3 (1)に問い合わせること。

(3) 電子調達システムのURL

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>

※システムの都合上「企画競争」については、電子調達システムの「公募型プロポーザル情報」において掲載している。

(4) 企画提案書の提出方法、提出期限

ア 提出方法

電子調達システムにより提出すること。ただし、発注者（支出負担行為担当官をいう。以下同じ。）の承諾を得た場合及び発注者に紙方式参加願を提出している場合は、持参、郵送（書留郵便に限る。）、電子メール、又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（信書便にあつては送達記録のあるものに限る。）によること。

イ 提出期限

令和7年4月15日（火）12時00分

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリングは行わない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3 (1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った提案者に対して指名停止の措置を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 企画提案書を特定された提案者は、企画競争実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じる

ものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。